

## 一般社団法人日本臨床宗教師会 資格制度細則

### (主旨)

第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第3条及び第15条及び、一般社団法人日本臨床宗教師会教育プログラム細則に基づき、臨床宗教師の資格制度について必要な諸事項を定める。

### (目的)

第2条 本細則は、本法人が設ける資格制度について、その具体的な申請条件などを定め、その適正を期すことを目的とする。

### (資格認定委員会)

第3条 本法人は、本法人定款第38条及び本法人委員会規則に基づき、資格認定委員会（以下「委員会」という）を設け、委員会において本細則第2条に係る事項を審議する。

### (資格の名称)

第4条 本法人が認定する資格の名称は、「認定臨床宗教師」とする。

### (資格の審査)

第5条 「認定臨床宗教師」の資格申請内容は、委員会において審査され、本法人の理事会において承認されなければならない。

2. 特に必要がある場合には資格申請者の面接を行うことができる。
3. 前項の面接は、資格認定委員長が指名した審査委員2名以上で実施する。

### (認定教育プログラム)

第6条 本細則における「認定教育プログラム」とは、教育プログラム細則に基づいて本法人に認定された教育プログラムを指す。

### (資格申請条件①)

第7条 認定教育プログラムの修了者が資格申請をする場合は、次の(1)～(3)のすべての条件を満たさなくてはならない。

(1) 本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会申込と資格申請を同時に行うことができる。

(2) 認定教育プログラムの修了者であることを証明できる者。

(3) 宗教者（信徒の相談に応じる立場にある者）としての実務経験を、認定教育プログラムを受講開始時点で3年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者（聖職者）証明書： 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書： 学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関等での研修および研修場所）、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書： ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 宗教者としての実務経験を証明する書類： 宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書、及び活動内容の記述。

(5) 認定教育プログラムの修了証の写し

(6) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加1単位、会話記録検討1単位

(7) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約（ガイドライン）及び解説」の遵守誓約書： 本法人所定の書式。

(8) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書： 本法人所定の書式。

(9) 身分証明書： 住民票（申請の3ヶ月以内に発行されたもの）の他、顔写真付きの身分証明書の写し（もしくはこれにかわる複数の身分証明書）

#### （資格申請条件②）

第8条 本細則第7条に定める者以外が資格申請をする場合は、次の（1）～（4）のすべての条件を満たさなくてはならない。

(1) 本法人の正会員として理事会に承認された者。なお、正会員としての入会

申込と資格申請を同時に行うことができる。

(2) 臨床宗教師に類する2000時間以上の臨床経験をもつ者。

(3) 申請時点で満35歳以上の者。

(4) 宗教者(信徒の相談に応じる立場にある者)としての実務経験を、申請時点で10年以上有する者。

2. 前項の条件を満たした資格申請者は、以下のすべての書類を提出しなければならない。

(1) 宗教者(聖職者)証明書: 各宗教教団・寺社教会等が発行したもの。

(2) 履歴書: 学歴、宗教者養成研修歴(大学や教育機関等での研修および研修場所)、所属教団名、所属寺社教会名、社会活動を明記。なお、社会活動実績については、新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本法人所定の書式。

(3) 身元保証書: ここでの身元保証人とは、原則としてその申請者が所属する教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域(同じ都道府県もしくは隣県)に住む者とする。申請者を保護し、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任を持つ。本法人所定の書式。

(4) 資格申請理由書: 資格を申請し、認定臨床宗教師としての活動を行おうとする理由を記述。

(5) 宗教者としての実務経験を証明する書類: 宗教者としての実務経験を明記した宗教法人等の責任者による推薦書、及び活動内容の記述。

(6) 臨床経験を証明する書類: 前項(2)の臨床実績を明記した推薦書、及び活動内容の記述。

(7) 所属する各地の臨床宗教師会が主催する継続研修受講修了証: フォロワーアップ研修参加2単位、会話記録検討2単位、活動内容検討2単位、倫理講習2単位

(8) 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」の遵守誓約書: 本法人所定の書式。

(9) 所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人確認書: 本法人所定の書式。

(10) 本法人役員2名による推薦書

(11) 身分証明書: 住民票(申請の3ヶ月以内に発行されたもの)の他、顔写真付きの身分証明書の写し(もしくはこれにかわる複数の身分証明書)

(資格認定の費用)

第9条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格の認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。

(有資格者の氏名)

第10条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、原則として戸籍名により認定される。やむを得ない事情により通称名等の使用を希望する場合は、別に定める手続きを経て、通称名等の使用もしくは併記を認めることがある。

(資格の更新)

第11条 本細則の第7条及び第8条で定められた資格は、5年毎に更新することができる。付与する条件として、以下のすべての書類を提出しなければならない。なお、詳細は資格更新条件の解説に記す。

(1) 本法人が認定ないし指定する倫理講習の受講証明書： 2単位

(2) 本法人が認定ないし指定する継続研修受講修了証： フォローアップ研修参加3単位、会話記録検討3単位、活動内容検討3単位。

(3) 本法人が認定ないし指定するスピリチュアルケアに関する研究会の参加証明書： 3単位。写しでも可。

(4) 年間活動報告書： 毎年作成し、所属する各地の臨床宗教師会を通して日本臨床宗教師会事務局に提出。

(5) 身分証明証： 令和元年8月以前に資格認定を受けた者については、本細則第7条第2項の(9)または、本細則第8条第2項の(10)に定められた書類。

2. 前項の(4)について、別に定める期限までに提出されない場合、別に定める相当期間を定めて催促してもなお提出されないときには、相当期間の翌日をもって直ちに資格停止となる。続けて翌年も期限までに提出されない場合は直ちに資格剥奪となる。

(資格更新の期限)

第12条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格認定証に記された有効期限内にすべての審査を終えられるように手続きを行う。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、別に定める手続きを経て資格更新期限を

3年を限度として延長できる。

(1) 国外在住・介護・産休・育休などの理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

(2) 病気その他やむを得ない理由により、更新申請期限前までにあらかじめ資格認定委員会に届出を行い、理事会の承認を得た者。

#### (資格更新の費用)

第13条 本細則の第11条で定められた資格の更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

#### (資格認定証の授与)

第14条 資格認定ないし資格更新の条件を満たした正会員について、資格認定委員長が理事会で報告し、理事会の承認を得て、会長名で資格認定証が授与される。

2. 有資格者が希望する場合にはIDカードを発行する。

3. 有資格者が再発行を希望する場合、資格認定証には2千円、IDカードには3千円の再発行手数料を納入する。

#### (変更届の提出)

第15条 本細則の第7条及び第8条で定められた申請書類について、申請内容に変更が生じた場合には、原則として半年以内に変更届を提出しなければならない。特に本細則第7条第2項の(1)(3)(8)(9)及び本細則第8条第2項の(1)(3)(8)(10)については、本細則第14条と同様に理事会の承認を要する。承認が得られない場合は、資格の剥奪・停止になることがある。

2. 所属する各地の臨床宗教師会を退会し、半年以内に新たに各地の臨床宗教師会代表者の推薦人確認書を提出しないときには、資格の剥奪・停止になることがある。

#### (資格の剥奪・再教育など)

第16条 本法人制定の「臨床宗教師倫理綱領」及び「臨床宗教師倫理規約(ガイドライン)及び解説」に違反、もしくはその疑義が生じたときには、別に定める倫理委員会細則に従って、倫理委員会による調査が行われ、理事会の承認を経て、再教育、資格の剥奪・停止、もしくは退会処分等の処遇が決められる。

(細則の改定)

第17条 本細則の改定は、本法人理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本細則は、平成30年3月5日より施行する。
2. ただし、第7条(5)は平成30年3月7日より施行する。
3. 本細則は、平成30年12月12日より改正・施行する。
4. 本細則は、平成31年3月4日より改正・施行する。
5. 本細則は、令和元年6月12日より改正・施行する。
6. 本細則は、令和元年9月8日より改正・施行する。
7. 本細則は、令和2年3月31日より改正・施行する。
8. 本細則は、令和3年3月8日より改正・施行する。
9. ただし、第7条第1項(3)は令和5年3月31日より施行する。
10. 本細則は、令和3年9月12日より改正・施行する。
11. 本細則は、令和4年3月6日より改正・施行する。
12. ただし、第7条第1項(3)は令和6年3月31日より施行する。